

職業安定分科会雇用保険部会(第90回)

資料2

平成25年7月30日

マルチジョブホルダーについて

雇用保険の適用について

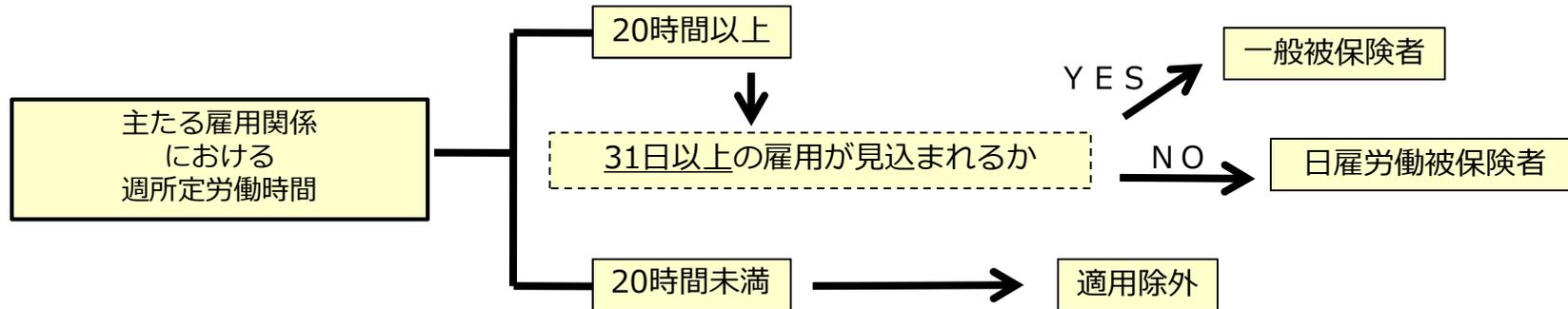
1. 雇用保険の適用範囲

○雇用保険の適用事業に雇用される労働者を被保険者としている。

○ただし、

① 1週間の所定労働時間が20時間未満である者

② 同一の事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
については被保険者とならない（適用除外）



2. 雇用保険の適用に関する現行の取扱い

○ 同時に2以上の雇用関係にある労働者については、当該2以上の雇用関係のうち、当該労働者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける1の雇用関係についてのみ、被保険者となる。

※ 被保険者資格に係る当該1の雇用関係については、週所定労働時間が20時間以上などの適用要件を満たすことが必要。

※ 1の雇用関係が解除されたとしても、他の雇用関係が被保険者となりえる形で維持されていれば、雇用保険制度の保険事故である「失業状態」には当たらない場合もあり、その際は、給付は行われない。

マルチジョブホルダーの現状について

マルチジョブホルダーの現状

○ 本業も副業も雇用者である労働者数の推移

	1987年	1992年	1997年	2002年	2007年	2012年
本業も副業も雇用者である労働者 (千人)	550	757	892	815	1,029	1,050
雇用者全体に占める割合 (%)	1.2	1.4	1.6	1.5	1.8	1.8

○ 本業も副業も雇用者である労働者の内訳 (2012年)

本業の従業上の 地位・雇用形態	総数	会社などの 役員	正規の職 員・従業員	パート	アルバイト	派遣社員	契約社員
人数 (人)	1,050,200	145,900	256,700	281,600	189,500	34,600	68,700
構成比 (%)	100	13.9	24.4	26.8	18.0	3.3	6.5

出典：総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」

本業の所得階層別でみた副業している者の数

全雇用者のうち副業をしている者の数を本業の所得階層別にみると、本業の年間所得が299万以下の階層で全体の約7割を占めていることがわかる。

本業の所得階層	総数	100万以下	100～199万	200～299万	300～399万	400～499万	500～599万	600～699万	700～999万	1000万以上
副業（※）ありの者の人数	1,915,900	535,100	474,000	299,700	157,100	111,100	72,100	64,400	103,300	90,500
割合(%)	100	28.1	24.9	15.7	8.2	5.8	3.8	3.4	5.4	4.7

※副業については、「雇用者」だけでなく、「自営業主」及び「家族従業者」も含む。

出典：総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」

本業の所得階層別でみた雇用者の総数に対する 副業をしている者の割合

本業の所得階層別でみた雇用者の総数に対する副業をしている者の割合については、本業の年間所得が199万以下の階層と1000万以上の階層で副業をしている者の割合が比較的高いことがわかる。

所得階層	総数	100万以下	100～199万	200～299万	300～399万	400～499万	500～599万	600～699万	700～999万	1000万以上
総数	57,008,800	9,132,500	10,510,700	10,794,400	7,804,600	5,683,200	3,927,800	2,781,100	4,016,700	1,676,100
副業ありの者の人数	1,915,900	535,100	474,000	299,700	157,100	111,100	72,100	64,400	103,300	90,500
副業なしの者の人数	54,184,600	8,471,100	9,914,600	10,372,700	7,569,700	5,516,300	3,820,700	2,691,400	3,879,300	1,564,800
副業ありの者の数の各所得階層別の総数に対する割合	3.4	5.9	4.5	2.8	2.0	2.0	1.8	2.3	2.6	5.4

出典：総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」

社会保障・税番号制度について

社会保障・税番号制度の概要

～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律～

基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障、税、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行う。

個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、**住民票コードを変換して得られる個人番号**を指定し、**通知カード**により本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- **個人番号の利用範囲を法律に規定**。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び災害対策等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、**他人に個人番号の提供を求めることは禁止**。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行う必要**。

個人番号カード

- 市町村長は、**顔写真付きの個人番号カード**を交付。
- 政令で定めるものが安全基準に従って、**ICチップの空き領域を本人確認のために利用**。（民間事業者については、当分の間、政令で定めのないものとする。）

個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、**特定個人情報（個人番号付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止**。
- **特定個人情報の提供は原則禁止**。ただし、行政機関等は**情報提供ネットワークシステムでの提供**など番号法に規定するものに限り可能。
- 民間事業者は情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いないなど、**個人情報の一元管理ができない仕組みを構築**。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（**マイ・ポータル**）の提供、**特定個人情報保護評価の実施、特定個人情報保護委員会の設置、罰則の強化**など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。**法人番号は原則公表**。民間での自由な利用も可。

検討等

- 法施行後3年を目途として、**個人番号の利用範囲の拡大**について検討を加え、必要と認めるときは、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
- 法施行後1年を目途として、**特定個人情報保護委員会の権限の拡大等**について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

個人番号の主な利用範囲

⇒社会保障、税、災害対策分野等の事務で利用

社会保障分野	年金分野	<p>⇒<u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 <p>等</p>
	労働分野	<p>⇒<u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 <p>等</p>
	福祉・医療・その他分野	<p>⇒<u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 <p>等</p>
税分野	<p>⇒<u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u></p>	
災害対策分野	<p>⇒<u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u></p>	

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ(案)

(H25年通常国会法案成立・H28年利用開始)

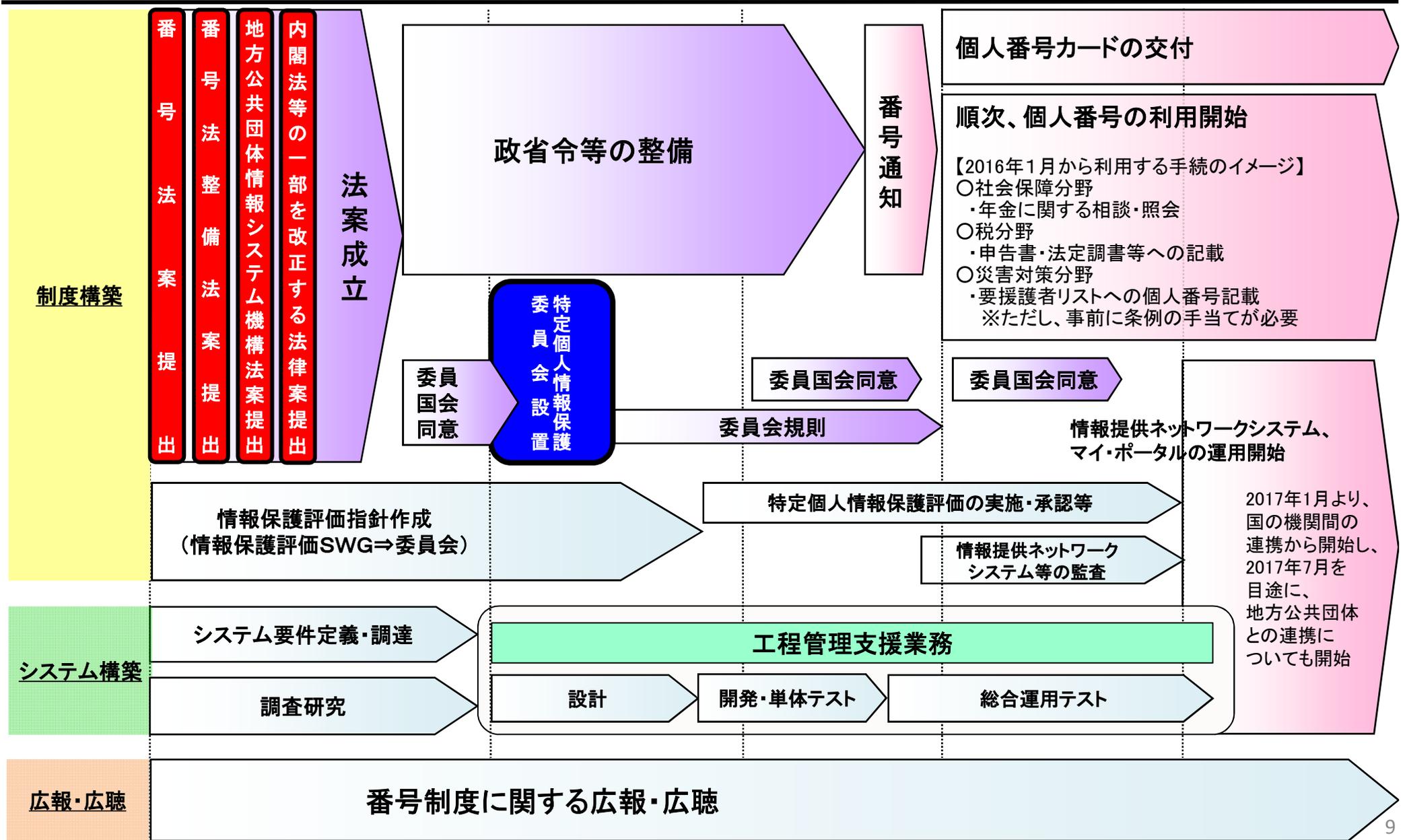
2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

2016年
(H28年)

2017年
(H29年)



社会保障・税番号制度の導入による雇用保険業務の改善(イメージ)

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び主務省令によって今後行うこととなる雇用保険業務の改善事項は下記のとおり。

- (1) 介護休業給付の支給にあたっての添付書類の省略

- 市町村の保有する住民票関係情報の取得により、添付書類を軽減（利用者の利便性の向上）

- (2) 傷病手当の併給調整

- 健康保険、労災保険等に基づく休業補償との併給調整の確認を個人番号により実施することにより、適正な給付が図られる（行政機関の業務効率の向上）

- **さらなる情報連携の拡大については制度導入後の検討課題とされている。**
(番号法附則第6条第1項)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

2～7 (略)

マルチジョブホルダーに関する過去の主な意見

■第64回雇用保険部会（平成22年9月30日）

- マルチジョブホルダーの対応は技術的に難しいと思うが、一番保護されるべき方たちであり、その点を念頭に置いてマルチジョブホルダー対応をしなければならないのではないかと。

■第79回雇用保険部会（平成23年10月26日）

- 育児・介護等の理由により退職した場合、再就職は非正規雇用というのが現状。このような者に対するセーフティネットは未整備であり、適用する方向で検討するべきではないかと。
- 実際にどちらの事業所から保険料を徴収するのか、あるいは徴収割合をどのようにするのか、また2つ以上の雇用関係がある場合に1つが欠けた場合に失業状態とみるのかなど、法技術的な課題や実務的な課題があるので、期間をかけて検討していくべき。

◇雇用保険部会報告書（平成24年1月6日）

- マルチジョブホルダー、65歳以上への対処及び教育訓練給付については、今後の雇用失業情勢や社会経済情勢等を勘案しつつ、今後は、中長期的な観点から議論していくべきである。

マルチジョブホルダーについての論点

- マルチジョブホルダーを雇用保険の加入対象とするためには、
現行の雇用保険制度において、どのような課題があるか。
 - ▶適用に当たり、労働者が就労しているすべての事業所での
労働時間を把握する必要があるが、どのように対応するか。
 - ▶仮に適用する場合、失業給付の在り方をどう考えるか。複
数の事業所に就労している者について、何ををもって「失
業」と判断するのか。
 - ▶社会保障・税番号制度の活用はできるのか。